

FP Topics

= 相続放棄の活用事例等 =

2023年10月号

= One's impressions =

めっきり秋らしくなりましたが、まだまだ寒暖の差がありますね。体調管理が難しい季節です。

どうぞご自愛ください。

さて、今月は相続の放棄について特集してみたいと思います。最近、私も身内の相続問題で相続放棄を考える機会がありました。

相続放棄という制度にはいろいろな活用法があるようです。ほんの一部ですが、知らないことで不利益を被らないようにしたいものです。

= 相続の放棄とは =

相続が開始された場合、相続人は単純承認、限定承認、相続の放棄のうちいずれかを選択する必要があります。相続の放棄は、被相続人（亡くなった方）の権利（プラスの財産）や義務（マイナスの財産）の全てを承継しない方法です。

一般的に相続の放棄は、相続財産についてプラスの財産よりマイナスの財産“**債務**”のほうが大きい場合に、債務の承継を回避する目的で選択されることが多いものと考えられます。

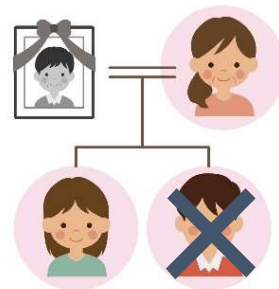
用語の意味

単純承認とは、相続人が故人のプラスの財産（不動産や預貯金など）だけでなく、マイナスの財産（借金など）も全て引き継ぐことを指します。つまり、相続人は故人の全ての財産を無条件に承認する相続方法。相続開始から3ヶ月の間に何もせずにいると、自動的に単純承認となります。

限定承認とは、相続人が故人のプラスの財産（不動産や預貯金など）だけでなく、マイナスの財産（借金など）も引き継ぐが、その範囲を相続によって得た財産の限度内にとどめることを指します。プラスの財産の範囲内でしかマイナスの財産を相続しないという相続方法です。

= 相続放棄の活用事例 =

次順位へ相続させたい場合



父が亡くなった際に、父の財産を相続していた長男（独身）が亡くなった場合。親（父）から子（長男）へ相続されていた財産が再び親（母）へ戻り※、その母が死亡した際に再び子（長女）へ相続されることとなる。相続税が課税されるほどの財産がある場合には、そのたびに税負担が生じる可能性がある。

このような不合理を避けるため、長男の死亡による相続については、母が相続を放棄することにより、次順位の長女（妹）が相続人となり、長男の財産を承継することとなる。

妹が財産を相続する場合、相続税の2割加算の対象となることから、課税される相続税や登録免許税などの負担額を総合的にシミュレーションして判断することとなる。

※**法定相続順位** 配偶者は必ず相続人になります

第1順位：子供や孫など被相続人の下の世代

第2順位：父母や祖父母など被相続人の上の世代

第3順位：兄弟姉妹



遺産分割協議は相続人全員の合意がなければ成立しないという性質があり、相続人のうち1人でも参加していない場合は無効とされます。土地や建物の権利関係では争族の大きな原因となっているようです。2時間サスペンスドラマでおなじみの光景です。

争族が見込まれるような場合は、あらかじめ死亡保険の受取人として手当てしておき、当該本人には相続を放棄してもらうという方法もあります。

死亡保険金は相続を放棄したとしても、保険金は受け取ることができます。

相続を放棄することで、遺産分割協議に参加しなければならない義務から免れます。不要な争いごとを回避するためにも制度の活用は重要です。

＝相続放棄の主な留意点＝

◆死亡保険金の非課税制度

相続人が受取る死亡保険金は、非課税制度の適用があり非課税限度額まで相続税が課税されません。非課税限度額は『500万円×法定相続人の数』です。相続を放棄した者もここでいう法定相続人の数に含まれますが、当該相続を放棄した当人は相続人ではありませんので、受取った死亡保険金に非課税制度の適用はありません。

◆債務控除が適用されない

相続人等は相続税の計算上、プラスの財産からマイナスの財産を控除することができますが、相続の放棄をした者は、実際に負担した被相続人の葬式費用のみの適用となります。

◆単純承認したとみなされる行為

相続開始後の行為が単純承認をしたとみなされるケースがあります。この場合、相続の放棄が認められなくなるため十分留意する必要があります。

- ①相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に、限定承認または相続の放棄をしなかった。
- ②処分等の行為（財産の形状や性質を変える）
相続財産の売却や権利の行使等
- ③相続の放棄をした後に相続財産の相続財産の全部または一部の隠匿・消費をしたなど。

朽ちた小屋を左手に見ながら、栃尾辻を降っていきます。何年前か前、この辺りで遭難者が発見されたことがありました。一週間ほど山の中を彷徨っていたそうです。たしか地方公務員の方だったと記憶しています。

山深い場所です。登山道や朽ちた小屋を発見した時の喜びは相当なものだったでしょう。私にも遭難未遂の経験が何度かありますが、その状況が確定しそうな時は、社会人としての責任を果たすことを優先的に考えました。

その遭難者の方も、まずは関係各所に自身の無事を早く知らせることを考えたのではないのでしょうか。この大峯の山域では、本格的に遭難しかけたことがあります。同じく晩秋のころの沢登りでした。その顛末はこの大峯奥駈道のお話の後に書いてみたいと思います。

結果的には、下北山村前鬼の宿坊に午前3時頃に降りてこられたのですが、大変不思議なことがありました。この前鬼の集落には、かつて鬼が住んでいたと言われており、その子孫のお一人が宿坊を営んでいらっしゃるのです。1300年の歴史があり当代で61代目ということです。現在、宿坊はこの小仲坊一軒だけになっています。

大峯の深い山を感じながら順調に高度を下げていきます。体感気温も少しづつ上がってき、徐々に下界へ近づいていることを感じるのです。降りていくと突然視界が開ける場所があります。鉄塔が建っていて、突然、天川河合集落が眼前に広がります。車の音も聞こえてき、急な人里の気配に少し戸惑います。

